

# 今回の選挙から第7投票所が変わります！ 平谷・貴船・柿迫



くまの・こども夢プラザ

平谷・貴船・柿迫地区にお住まいの人は、ご注意ください。

ラザ(旧熊野西公民館)  
← (新)くまの・こども夢プラザ

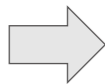
康センター  
(旧)熊野町西部地域健康センター

※第7投票所は、熊野町西部地域健康センターから、くまの・こども夢プラザ(旧熊野西公民館)に変更となりました。

## 投票所一覧

投票所名	区 域	投票場所
第1投票所	呉地	呉地公会堂
第2投票所	出来庭	出来庭老人会館
第3投票所	中溝	中央ふれあい館
第4投票所	萩原	萩原老人集会所
第5投票所	城之堀	城之堀老人集会所
第6投票所	初神、新宮	東公民館
第7投票所	平谷、貴船、柿迫	くまの・こども夢プラザ
第8投票所	川角、石神、神田、東山	くまの・みらい交流館

熊野町選挙管理委員会(総務課内) ☎820・5625



## 生活福祉交通「おでかけ号」 4月から運転時刻改正の本運行に移行します (試験運行便(現運行便)と変更はありません。)



平成30年4月から実施した、生活福祉交通「おでかけ号」の時刻改正における試験運行について、乗車利用実績(右図等)や利用者アンケートなどから、協議会を通じて検証し、現試験運行便の時刻表で4月から本運行に移行します。

時刻の改正に当たっては、アンケートの回答など、皆さまのご協力誠にありがとうございました。今回の試験運行について、詳細な集計データやアンケート結果は、ホームページで公開していますのでご参照ください。

ご不明なことがありましたら地域振興課までお問い合わせください。

年度利用人数比較表 ※4月～12月集計(単位:人)

出発時刻	30年度(試験運行)	29年度(改正前)	増減数
8:00	773		773
9:00	1,451	1,736	-285
10:00	1,790	1,613	177
11:00	941	965	-24
13:00	723	662	61
14:00	290	461	-171
15:00		229	-229
合計	5,968	5,666	302

30年度は試験運行便・29年度は改正前便

### 時刻表の配布について

本運行便の時刻表は、自治会を通じた配布、地域振興課、役場エントランスホール、各公民館、くまの・みらい交流館、図書館、くまの・こども夢プラザ、地域健康センター、中央ふれあい館、おでかけ号の車内にて配布をしています。また、ホームページでもデータを公開しています。

試験運行版時刻表をお持ちの人はそのまま利用できますので、ご利用ください。

☎地域振興課 ☎820-5602

新時刻表(薄黄色)



試験運行版時刻表



# 4月7日(日) 広島県議会議員一般選挙 4月21日(日) 熊野町議会議員一般選挙

「一票を投じる背中 おとなだね。」 大切な一票を無駄にすることなく、みんなそろって投票しましょう。

	広島県議会議員一般選挙 (告示日: 3月29日(金))	熊野町議会議員一般選挙 (告示日: 4月16日(火))
投票日	4月7日(日) 7:00 ~ 18:00	4月21日(日) 7:00 ~ 18:00
	熊野町の投票時間は、他の市町と異なりますので、ご注意ください。	
投票できる人	平成13年4月8日までに生まれ、平成30年12月28日までに住民登録がしてあり、引き続き町内に住んでいる人。 ※4月7日までに県外に転出した人などは、選挙権はありません。 ※熊野町から県内の他の市区町へ転出した場合(2回以上住所を移した場合も含む)、いずれかの市区町の住民担当課が発行する「引き続き広島県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」を提示するか、「引き続き広島県内に住所を有することの確認」を受けることで投票することができます。	平成13年4月22日までに生まれ、平成31年1月15日までに住民登録がしてあり、引き続き町内に住んでいる人。 ※4月21日までに町外に転出した人などは、選挙権はありません。
町内転居	今回、選挙権がある人で、次の期日以降に町内転居した人は、前住所の投票所で投票していただくことになりますので、ご注意ください。 平成31年3月22日以降に町内転居された人	平成31年4月9日以降に町内転居された人
期日前投票	3月30日(土) ~ 4月6日(土)	4月17日(水) ~ 20日(土)
不在者投票	投票日に仕事やレジャーなどの予定のある人は、上記の期間中に役場で期日前投票をすることができます。宣誓書を記入するだけで投票することができますので、ぜひご利用ください。 ☎8:30 ~ 20:00 役場1階 エントランスホール 入場券(届いていない場合は、必要ありません) ※入場券裏面の宣誓書へ事前記入のうえ、お越しいただくと、よりスムーズにご案内できます。	
	町外に滞在中の人は、熊野町選挙管理委員会へ投票用紙を請求し、届いた投票用紙を滞在先の選挙管理委員会へ持参し、投票することができます。(ただし、期日前投票期間中に限ります。) また、広島県選挙管理委員会が指定する病院などへ入院・入所している場合は、その施設で投票をすることができますので、直接施設へお問い合わせください。	

### ▶入場券

はがき1枚につき同一世帯4人までの入場券を印刷しています。

ご自分の入場券を切り取り、指定の投票所へお持ちください。

選挙権があるのに入場券が届かない場合や紛失した場合でも、本人確認ができれば投票することができます。

※入場券はできるだけ皆さんのお手元に届くように郵便局にもご協力いただいておりますが、諸事情により届かない場合もあります。

### ▶町内放送について

開票結果などについて町内放送は行いませんので、町のホームページなどでご確認ください。

### ▶投票の補助について

心身の故障などで自ら投票用紙に候補者名を記載することができない場合は、代理投票により投票することができますので、投票所の職員へお申し出ください。

### 熊野町議会議員一般選挙立候補予定者説明会

☎3月22日(金) 10:00から 役場3階 会議室

熊野町議会議員一般選挙へ立候補を予定している人、またはその代理の人は出席してください(3人まで)。

※立候補届出受理の前に選挙運動をすることは、法律で禁止されています。

ただし、立候補届出前であっても、立候補の準備行為などは許されています。行われる行為が選挙運動と認められるかどうかは、その行為のなされる時期、方法などによって、総合的に実体を把握して判断されます。

ルールを守って、公正な選挙を行いましょう。